

食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について  
(平成17年5月19日食品安全委員会決定)

#### 第1 趣旨

食品健康影響評価技術研究(食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領(平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定)に規定するものをいう。以下「リスク評価研究」という。)を効率的かつ効果的に実施するため、食品健康影響評価技術研究運営委員会(以下「研究運営委員会」という。)を開催する。

#### 第2 構成

##### 1 研究運営委員会の構成員

(1) 研究運営委員会の構成員は、次のとおりとする。

① 常勤の食品安全委員会委員

② 食品安全委員会専門委員のうち、次に掲げるグループの専門調査会に属する者各1名

ア 化学物質系評価グループ

イ 生物系評価グループ

ウ 新食品等評価グループ

③ 食品安全委員会専門委員のうち、企画専門調査会に属する者1名

(2) 研究運営委員会の構成員及び座長は、食品安全委員会の決定に基づき、食品安全委員会事務局長(以下「事務局長」という。)が委嘱する。

##### 2 評価担当委員

研究運営委員会は、リスク評価研究の評価に関する専門の事項を調査審議するため必要があるときは、事務局長に対し、当該専門の事項ごとに、食品安全委員会委員、食品安全委員会専門委員その他学識経験のある者であって次に掲げる条件を満たす者のうちから評価担当委員を委嘱させ、3名の評価担当委員からなる評価担当グループを置くことができる。

(1) リスク評価研究の研究課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。

(2) その氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

#### 第3 調査審議事項

研究運営委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) リスク評価研究の研究領域の候補の選定に関すること。

(2) リスク評価研究の研究課題の決定に係る審査及びリスク評価研究の評価に関すること。

(3) 食品健康影響評価技術研究委託費の予定額の決定に関すること。

#### 第4 庶務

研究運営委員会の庶務は、食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課において処理する。

#### 第5 雜則

第1から第4までに定めるもののほか、研究運営委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、研究運営委員会が定める。